

湯田川温泉
国民保養温泉地計画書

平成27年 5 月
環境省

- 目次 -

| | |
|---|----|
| 1 . 温泉地の概要----- | 1 |
| 2 . 計画の基本方針----- | 1 |
| 3 . 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策---- | 2 |
| 4 . 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等----- | 3 |
| 5 . 温泉資源の保護に関する取組方針----- | 4 |
| 6 . 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策----- | 5 |
| 7 . 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策----- | 7 |
| 8 . 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画----- | 10 |
| 9 . 災害防止対策に係る計画及び措置----- | 11 |

添付

- 1 . 国民保養温泉地位置図
- 2 . 国民保養温泉地地域図

1. 温泉地の概要

湯田川温泉は、山形県の庄内平野の南西隅、鶴岡市郊外の名峰金峰山（標高458m）の西山麓に位置する。北面は庄内平野へ向って開け、東西南の三方は、なだらかな丘陵地に囲まれている。本温泉地の高台からは秀峰の誉れ高い鳥海山が望まれ、周辺には数多くの農山村集落が点在する。

湯田川温泉の開湯は庄内地方では最も古く、今を遡ること1,300年前の和銅5年、ひどく傷を負った一羽の白鷺が湿原で湯浴みをし、傷を癒したという「白鷺伝説」がある。古来より庄内田川の湯として名高く、江戸時代諸国温泉番付でも上位に位置付けされている。旧藩時代には庄内藩士や家士たちの保養、遊興、憩いの温泉場として、また、農民にとっては長期滞在入浴のできる湯治場として、農閑期はとりわけ栄えた。里神楽「湯田川かぐら」が伝統芸能として伝承されているなど、歴史ある温泉地である。さらに、背後にある梅林公園には梅、ボタン、ツツジなどが植栽され、四季折々を通じ草木の間を散策することができ、温泉周辺を取り巻いている孟宗の竹林も四季を通じて、特有の風情を醸し出している。

今日では鶴岡の奥座敷として親しまれ、家庭的で湯治場らしいサービスとともに、温泉情緒あふれる落ち着いた雰囲気温泉地となっている。

なお、泉質は、ナトリウム・カルシウム - 硫酸塩泉で、無色透明にして無味無臭である。比較的ぬるめで刺激が少ない柔らかいお湯である。

2. 計画の基本方針

湯田川温泉は、豊富で良質・透明な温泉と豊かな自然環境に恵まれ、静かな憩いの温泉場として、保養を中心とした中高年齢者の利用が多いことから、これからの高齢化社会、余暇社会、健康志向社会に対応した健康増進のための温泉地づくりを進めていくことを基本方針とする。

その方策として、以下の施策を推進する。

泉源を保護し、その利用の適正化を図るため、温泉湧出量、温度、泉質の変化に常時留意するとともに効果的、効率的な温泉利用の増進に努める。

温泉療養に適した施設の整備と温泉療法医等関係医療スタッフの確保を図るとともに、温泉の保健的利用を展開するシステムの構築を進める。

豊かな自然環境を極力保護しながら施設整備を進め、歴史ある温泉地として調和のある地域づくりを進める。

本温泉を国民大衆の健全な利用の場として保つため、歓楽地化することを防止する。

環境衛生施設を整備し、公衆衛生の確保に努める。

3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

(1) 自然景観、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

湯田川温泉は、庄内海浜県立自然公園内に位置し、周辺一帯にはブナ、ナラ、カエデ、ユキツバキなどの寒冷多雪地帯の指標植物が原生のままの植物群落として散在するほか、林床のフロラを形成する「日本海型植物（太平洋岸にはない）のオオバキスミレやキバナノイカリソウなどが豊富で、春から秋にかけて周辺一帯は「野草の花園」の観を呈する。

特に湯田川温泉の周辺を取り巻く「孟宗の竹林」は四季を通じて風情があり、湯田川温泉を代表する景観を作り出しており、由豆佐売^{ゆずさめ}神社の鎮守の森である「由豆佐売の森」とあわせ、「湯田川温泉の原風景」となっている。

本温泉地周辺には、金峰山の豊かな植物相を背景としてブッポウソウ、アカショウビン、オオルリなどの貴重な野鳥が棲息あるいは渡って営巣・繁殖している。

「春の女神」と称されるヒメギフチョウも由豆佐売の森で容易に見ることができる。そのほかタヌキ、テン、イタチ、ムササビなどの哺乳動物も棲息している。

湯田川温泉は、昔から著名な文人墨客の来湯が多いことでよく知られている。俳人の種田山頭火、画家の竹久夢二、小説家の横光利一、そして時代小説家の藤沢周平、そのほか野口雨情や齋藤茂吉、丸谷オーなど、いずれも本温泉との関わりは深い。

(2) 取組の状況

湯田川温泉では、平成3年11月に「湯田川温泉街々並憲章」を策定し、地域住民の街並づくりに対する意思統一を図り、景観に合致した形態、色彩などに留意し、みちのくのひなびた温泉地として末永く保持し、繁栄させるよう努めている。

具体的には、湯田川温泉街々並憲章として、次の五点を掲げている。

1. 旅館及び商店等の施設の外観は附近の景観に合致した形態、色調、材料とする。
2. 小路、副道路等に面する建築物も1.に準ずるよう努める。
3. 温泉街通りの電柱、電話柱を適当な場所に移転する。
4. 植栽をほどこし、湯けむりが立ちのぼるよう工夫し、湯の街の情緒を醸し出すよう努める。
5. 建築物の周辺に不要物品を放置しないよう努め、又、歩行者（来湯者）が安心して散策できるよう路上には障害物を置かず、清潔に保つよう努める。

（「湯田川温泉街々並憲章」より抜粋）

このほか、湯田川温泉は、住民、温泉利用事業者その他の事業者から構成されるボランティア組織が、常時地域の美化清掃活動を実施している。

また、温泉街奥にある東北有数の梅林公園には毎年大勢の梅見客が集まるため、湯田川温泉観光協会が主体となり、公園内の清掃、草刈り、施肥、消毒、ウソ（鳥）の予防、梅の木整枝・剪定、つつじ・さつきの剪定、冬囲作業、ポンボリの設置等を実施し、景観維持に努めている。この梅林公園内で毎年春に開催される梅まつりでは、伝統芸能である湯田川神楽も上演されており、地域の伝統文化が引き継がれている。

（３）今後の取組方策

湯田川温泉として、みちのくのひなびた温泉地の雰囲気や景観を壊すことなく、昔ながらの湯治場の景観を保持していくため、「湯田川温泉街々並憲章」に基づいた取組を継続していく。さらに自然環境、まちなみ、歴史、風土及び文化等の維持保全を図るため、関係機関等と調整の上、（２）の取組を継続するとともに温泉地内の休憩所の維持補修、看板の色やデザインの統一、昔ながらの雰囲気を維持した上での施設改修を行う。

また、地域住民の活動を主体としつつ、旅館青年部、女将会など各種団体による地域内の自主的な美化清掃活動や緑化運動を推進し、美しく、温泉情緒溢れるまちづくりを進めていく。

４．医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

（１）医師又は人材の配置の状況

湯田川温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師を配置しており、その氏名及び活動の状況等は、以下のとおりである。

| 氏名 | 専門分野 | 活動内容 | 配置年度 |
|-------|-------------|--|------|
| 加藤 知邦 | 内科 温泉療法医 | 勤務する湯田川温泉リハビリテーション病院において、随時に温泉利用に関する相談に対応。 | H26～ |
| | | 温泉事業者を対象に、年1回程度温泉利用についての講義を実施。 | H26～ |

(2) 配置計画又は育成方針等

湯田川温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師との連携のもと入浴方法等の指導を行う人材を配置することとしており、その計画及び育成方針は、以下のとおりである。

| 人材 | 医師との連携を含めた活動内容 | 配置予定年 | 育成方針 |
|------------------------|---|----------|--------------------------------------|
| 温泉利用指導者（スパリエ・インストラクター） | 各旅館、共同浴場において、健康増進及び疾病予防のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるよう指導。指導に当たっては、必要に応じ、湯田川温泉リハビリテーション病院の加藤知邦医師（内科医、温泉療法医）の助言を受けることとしている。 | H26～27年度 | H26～27年度にかけて日本スパリエ協会養成講座を受講し資格を取得する。 |

5. 温泉資源の保護に関する取組方針

(1) 温泉資源の状況

湯田川温泉の源泉は、共同浴場「正面の湯」の隣接地に設置され、掘削深度は28.8mである。昭和11年から集中管理されており、1箇所の源泉から動力（5馬力）によって、42.2℃の温泉900 /minを揚湯している。

泉質は、pH8.6のアルカリ性を示し、1,169mg/kgの蒸発残留物を有するナトリウム・カルシウム - 硫酸塩泉である。陽イオン成分としては、ナトリウムに次いでカルシウムイオンが多く、陰イオンは硫酸イオンを主成分とする。

| 源泉 | 温度 () | 湧出量 (/min) | 泉質 | 湧出状況 | 所有者 | 利用施設 |
|-------|--------|-------------|--------------------|------|-----|----------------------------|
| 湯田川1号 | 42.2 | 900 | ナトリウム・カルシウム - 硫酸塩泉 | 動力揚湯 | 民間 | 旅館9 共同浴場2 足湯1 病院1 |

(2) 取組の状況

開湯より1300年続くと言われる湯田川温泉を枯渇させることなく永続的に利用するため、以下のとおり管理を行っている。

| 源泉 | 取組 | 実施主体 |
|-------|-----------------------------|---------|
| 湯田川1号 | 温度、湧出量の計測を月1回実施。 | 湯田川温泉組合 |
| | 源泉水位、貯湯タンク水位、各種計器類の計測を毎日実施。 | 湯田川温泉組合 |

| | | |
|--|--|---------|
| | 源泉が効率的に利用されているか管理するため、各施設への配湯量の計測を年2～3回実施。 | 湯田川温泉組合 |
|--|--|---------|

(3) 今後の取組方策

1カ所の源泉を集中管理方式により適正に管理していることから、源泉の湧出状況が突発的に変化するとは考えにくいですが、(2)に掲げる現在の取組を継続し、温泉の湧出状況の把握に努める。加えて、現在使用している源泉施設および配湯管は昭和47年に設置したもので老朽化が著しいことから、数年以内での更新を検討していく。

6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(1) 温泉の利用に当たっての関係設備等の状況

湯田川温泉において、温泉の利用に当たって使用している設備及び温泉利用の状況は以下のとおりである。

浴用及び飲用利用

| 源泉数 | 浴用利用施設及び飲用利用施設までの設備 | 施設数 | |
|----------|---------------------|-----|----|
| | | 浴用 | 飲用 |
| 1(湯田川1号) | 引湯管、貯湯槽 | 13 | 1 |

(2) 取組の状況

湯田川温泉において温泉利用に当たって使用している設備について、現在行っている衛生面での取組の状況は、以下のとおりである。

| 設 備 | 区 | 取組 | 実施主体 |
|------|-----|--|---------|
| 源 泉 | 自主的 | 源泉(湯田川1号)については、源泉室内の点検及び清掃を毎日行い、レジオネラ属菌検査を年数回実施。 | 湯田川温泉組合 |
| 引湯管等 | 自主的 | 源泉の引湯管等について、クリーニングとバルブ、ドレン等の点検及び清掃消毒を年1回実施。 | 湯田川温泉組合 |
| 貯湯槽 | 自主的 | すべての貯湯槽について、点検及び清掃消毒を年1回実施。 | 湯田川温泉組合 |

| | | | |
|------|-----|--|------------------|
| 浴槽 | 条例等 | すべての浴槽については、毎日（循環ろ過装置を設定している浴槽にあっては、1週間に1回以上）、浴槽水を完全に排出し、清掃を実施。 | 設備所有者 |
| | | すべての浴槽について、十分な温泉水の補給を行い清浄を保持。 | 設備所有者 |
| | | すべての浴槽について、レジオネラ菌属、大腸菌群数等の検査を年1回以上実施。（循環ろ過装置を設置している浴槽については、1カ月以内に1回以上） | 設備所有者 |
| 飲泉施設 | 自主的 | すべての飲泉施設について、レジオネラ菌属、一般細菌、大腸菌群等に検査を年1回以上実施。 | 設備所有者 |
| | | すべての飲泉施設について、設備の周辺を常に清潔に保持するよう、清掃の徹底。 | 設備所有者 |
| 設備周辺 | 自主的 | すべての設備周辺について、管理者を置き清掃の徹底による衛生保持。 | 湯田川温泉組合 設備所有者 |

（3）今後の取組方策

湯田川温泉において、さらに温泉を衛生に保つため、実施主体と調整の上、（2）の取組を継続していくとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

| 設備 | 区分 | 取組 | 実施主体 |
|------|-----|--|---------|
| 引湯管等 | 自主的 | 現在使用している源泉施設及び引湯管は昭和47年設置のもので、老朽化が著しいため、数年以内での更新を検討。 | 湯田川温泉組合 |

7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

（1）温泉の公共的利用の状況

湯田川温泉は、712年（和銅5年）傷ついた白鷺がこの湯に浸り、その効き目を得て飛び去るのを村人が見て、温泉の湧出とその効能を知り、浴場をひらいたのが始まりと言われている。その後、著しい発展を遂げ、江戸時代には、諸国温泉番付でも上位に位置付けされている。鶴岡の奥座敷と呼ばれ、古くから庄内三名湯のひとつに数えられている。豊かな自然と人情味あふれる湯の里として知られており、家庭的で湯治場らしいサービスとともに、落ち着いた雰囲気温泉地になっている。

近年の湯田川温泉の利用状況は、次のとおりである。

過去3年間の温泉の利用者数

(単位：人)

| 年度 | 宿泊利用者 | 日帰利用者 | 合計 |
|--------|--------|-------|--------|
| 平成23年度 | 34,061 | 9,453 | 43,514 |
| 平成24年度 | 30,594 | 9,069 | 39,663 |
| 平成25年度 | 30,139 | 8,823 | 38,962 |

直近1年間(平成25年度)の温泉の利用者数

| 温泉地 | 区分 | 施設数 | 総定数 | 利用者数 | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
| 湯田川温泉 | 宿泊 | 9 | 420 | 1,964 | 3,264 | 2,554 | 2,796 | 4,407 |
| | 日帰 | 11 | | 573 | 2,732 | 547 | 590 | 469 |
| | 合計 | | 420 | 2,537 | 5,996 | 3,101 | 3,386 | 4,876 |
| | | | | 利用者数 | | | | |
| | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| | 2,318 | 2,318 | 2,191 | 2,067 | 2,071 | 1,863 | 2,216 | 30,139 |
| | 435 | 641 | 807 | 457 | 473 | 418 | 681 | 8,823 |
| | 2,753 | 3,069 | 2,998 | 2,524 | 2,544 | 2,281 | 2,897 | 38,962 |

(2) 取組の状況

湯田川温泉において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

| 取組 | 実施主体 |
|---|-----------------------|
| 温泉の研究者又は温泉を利用した美容に関する研究家を招いて講演会を開催し、温泉業界の置かれた状況や、湯田川温泉が温泉療養に極めて効果が高い可能性のある温泉であることなどを講演いただき、意見交換を実施。 | 湯田川温泉観光協会 湯田川温泉組合 |
| 【冬期間 温泉熱の有効利用】 温泉熱の有効利用の観点から、各旅館施設や共同浴場の脱衣所において、温泉熱を利用した床暖房の取組を実施。 | 湯田川温泉旅館 4 共同浴場 2 |
| 【3/1～4/3 旧白幡邸雛まつり】 湯田川の旧家白幡邸において、白幡家に伝わるお雛様、地元サークル「おくるみの会」制作の在来野菜や庄内の魚介類の縫物を展示。 | 湯田川温泉観光協会 湯田川温泉女将会 |

| | |
|---|----------------------------------|
| <p>【4月上旬～中旬 梅林公園梅まつり】 温泉街奥にある東北有数の梅林公園には毎年大勢の梅見客が集まり、そこで、旅館女将による野点（女将お手製の饅頭と抹茶）、湯田川神楽上演等を実施。梅林公園は、梅のほかにも枝垂れ桜や水仙、ツツジ、山野草などが咲き、散策路としても、温泉利用客を楽しませている。</p> | <p>湯田川温泉観光協会 湯田川温泉女将会</p> |
| <p>【5月上旬～下旬 湯田川孟宗料理】 期間中、湯田川温泉の各旅館・食堂では、名産の湯田川孟宗を使用した孟宗料理が出され、県内はもとより県外からも大勢の孟宗ファンが湯田川を訪れる。また、毎年山形駅前において湯田川孟宗のPRとチャリティを兼ねたイベントを実施。</p> | <p>湯田川温泉観光協会</p> |
| <p>【6月上旬～7月中旬 ほたるまつり】 温泉街近くの蛍生息地に、温泉利用客を案内。旅館若女将のホタルガイドウォーク、若旦那によるホタルワゴンの運行などを実施。</p> | <p>湯田川温泉観光協会</p> |
| <p>【7月上旬 七夕飾り】 湯田川温泉の借景のひとつになっている竹林の孟宗竹を活用し、温泉街に七夕飾りを実施。</p> | <p>湯田川温泉観光協会</p> |
| <p>【土用の丑の日の前日～当日 丑湯治神楽】 湯田川温泉の神様由豆佐売神社での温泉清浄祭に続き、旅館広間や温泉街で湯田川温泉神楽の上演を実施。昔から土用の丑の日に湯治すると風邪を引かないと言われ、この2日間は湯治客で賑わう。</p> | <p>湯田川温泉観光協会 湯田川温泉旅館協同組合</p> |
| <p>【7月～9月の日曜日（1日） 流せ 麦きり】 湯田川の孟宗竹、鶴岡名物の麦きり、梅林公園の自然の傾斜を利用した、流しそうめんならぬ流し麦きりイベントの実施。</p> | <p>湯田川温泉流せ 麦きり実行委員会</p> |
| <p>【通年 おかみ乃おへぎ】 湯田川温泉各旅館（協賛旅館）では、旬の地元食材を使った昔ながらの庄内の伝統料理をおへぎ（お盆）に載せて提供している。また、「おかみ乃おへぎおもてなし料理教室」を年数回開催。</p> | <p>湯田川温泉観光協会 湯田川温泉女将会</p> |
| <p>山形県庄内町出身の幕末の志士清川八郎が妻のお蓮と出会ったのが湯田川温泉であることなど、湯田川温泉と縁の深い清川八郎のシンポジウムを開催。</p> | <p>湯田川温泉観光協会</p> |

(3) 今後の取組方策

湯田川温泉において、さらに温泉の公共的利用の増進を図るため、環境の保全、環境配慮に努めながら、従来からの湯治場としての機能に、新たに健康の回復、増進といった健康づくりの場として機能を加え、それらを統合した温泉地を目指し、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

| 取 組 | 実施主体 |
|--|--------------------------|
| 肘折温泉が中心となっていて行っている日本スパリエ協会のスパリエ・インストラクターの資格を原則各旅館1名以上取得し、温泉利用指導者を育成。 | 湯田川温泉観光協会 湯田川温泉旅館協同組合 |
| 温泉熱の有効利用の観点から、各旅館において、温泉熱を利用した暖房施設の導入の検討。 | 湯田川温泉各旅館 |
| 共同浴場の利用の仕方をわかりやすく周知するため、利用方法の掲示やホームページへの掲載を実施。 | 湯田川温泉観光協会 |

8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

(1) 公共の用に供する施設の状況湯田川温泉における、公共の用に供する施設の状況は以下のとおりである。

| 温泉地 | 区 分 | 施 設 |
|-------|------|--|
| 湯田川温泉 | 公有施設 | 道路（市道湯田川大日坂田川線、市道湯田川6号線、市道湯田川15号線） 公共用トイレ2箇所 湯田川公園 |
| | 私有施設 | 旅館9軒 湯田川梅林公園 |

(2) 取組の状況

湯田川温泉において、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は以下のとおりである。

| 温泉地 | 区分 | 施 設 | 取 組 | 事業主体 |
|-------|------|-----|------------------|------|
| 湯田川温泉 | 公有施設 | 公園 | 東屋の設置（2箇所）ベンチの設置 | 鶴岡市 |
| | | 建築物 | 身障者用トイレの設置（2箇所） | 鶴岡市 |

| | | | | |
|--|------|-----|---|------|
| | 私有施設 | 建築物 | 階段等手すりの整備（４施設）、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会が認定登録するシルバースター登録制度の認定（１施設） | 各所有者 |
|--|------|-----|---|------|

（３）今後の取組方策

湯田川温泉において、さらに高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを図るため、実施主体と調整の上、（２）の取組を継続するとともに、それらに加え以下の取組を進める。

| 温泉地 | 区分 | 施設 | 取組 | 事業主体 |
|-------|------|-----|---|------|
| 湯田川温泉 | 公有施設 | 道路 | 路線を調査し、段差等身障者に不都合な箇所は改修を検討する。 | 鶴岡市 |
| | | 案内板 | 外国人旅行者対応のための外国語表記の案内板の設置を検討する。 | 鶴岡市 |
| | 私有施設 | 建築物 | 各施設において手すり等を整備していくとともに、シルバースターの認定を受けていない各施設においては、今後認定に向けた取組を検討する。加えて、浴室内の段差解消を推進し、利用しやすい施設を目指す。 | 各所有者 |

９．災害防止対策に係る計画及び措置

（１）温泉地の地勢及び災害の発生状況

湯田川温泉は、東西南の三方を丘陵に囲まれた標高30mの地にあり、急傾斜崩落危険区域は7箇所存在する。降雨による雨水は、温泉地を取り囲むようにして流れる水路により排水されているが、集中豪雨などにより水路が溢れ、道路が冠水するとともに、床上浸水、床下浸水、土砂災害が発生している。

主な災害の発生状況

| 発生期 | 湯田川の被害状 |
|------------|-----------------------|
| 昭和51年8月 5日 | 集中豪雨による床上浸水7戸、床下浸水67戸 |

| | |
|------------|-------------------|
| 昭和62年8月29日 | 大雨による床下浸水21戸、土砂災害 |
| 平成 9年6月28日 | 集中豪雨による土砂災害 |

(2) 計画及び措置の現状

湯田川温泉において現在、災害防止に関し策定している計画及び講じられている措置は、以下のとおりである。

| 計画又は措置 | 計画又は措置の概要 | 実施主体 |
|---------------|--|------------------------|
| 土砂災害特別警戒区域の指定 | 土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域として、湯田川はH18.3.28に1箇所、H25.3.15に4箇所を指定。 | 山形県 |
| 地域防災計画 | 災害対策基本法に基づき市長が策定。区域ごとに警戒避難体制に関する事項を策定。災害発生時の迅速な情報収集、伝達手段としての地域コミュニティセンターへの防災行政無線の配備や携帯電話のメール配信を利用した情報提供を行うこととしており、災害時等の初動体制を確立。 | 鶴岡市 |
| 道路排水工の新設改良 | 近年頻発するゲリラ豪雨により水路が溢れ、道路が冠水するとともに、住宅が浸水するという被害が発生しているため、22～23年度にかけて、道路排水工の新設改良によりこれら水害の防止を図る。 | 鶴岡市 |
| 合同訓練・実態調査 | 平成23年に県、市、地元自治会による災害時の大規模な合同訓練を実施。また、毎年5月に県、市、地元自治会による土砂災害危険区域実態調査を実施。 | 鶴岡市 山形県 湯田川地区自治会 |

(3) 今後の取組方策

湯田川温泉において、災害の防止を図るため、実施主体と調整の上(2)の計画及び措置に基づく取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

| 取 | 実施主体 |
|---|----------------------------|
| 土砂災害危険区域の実態調査並びに関係機関との情報共有による災害の予兆の早期発見と迅速な災害対応力の育成。平成24年8月に策定した「鶴岡市災害時要援護者市支援計画」に基づき自力避難困難者の抽出と避難支援の体制作りの醸成。 | 湯田川地区自治会 湯田川温泉組合 鶴岡市 |
| 温泉施設利用者等に対し、避難場所や危険区域を示したハザードマップの提示。災害発生時の避難マニュアルの定期的な見直しと避難誘導訓練の継続実施。 | 湯田川地区自治会 湯田川温泉組合 鶴岡市 |